

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 4月28日

【会社名】 株式会社アマガサ

【英訳名】 AMAGASA Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 早川 良一

【本店の所在の場所】 東京都台東区上野一丁目16番5号

【電話番号】 03 - 3871 - 0111

【事務連絡者氏名】 取締役 市川 裕二

【最寄りの連絡場所】 東京都台東区上野一丁目16番5号

【電話番号】 03 - 3871 - 0111

【事務連絡者氏名】 取締役 市川 裕二

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2022年4月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年4月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

(1) 当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするため、発行可能株式総数を2022年3月31日現在の発行済株式数の4倍に相当する数に拡大させることを目的として、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定する発行可能株式総数を現行の15,080,000株から31,040,000株に変更するものであります。

(2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

株主総会参考書類等のインターネット開示の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

第2号議案 第三者割当による第3回新株予約権発行の件

当社は、2022年3月18日開催の取締役会において、マイルストーン・キャピタル・マネジメント株式会社、株式会社ジャパンシルバーフリース、アドミラルキャピタル株式会社、株式会社ジオブレインに対して、第三者割当により新株予約権を発行することを決議いたしました。本議案の新株予約権のすべてが行使された場合、当社普通株式は25%以上の大規模な希薄化となるため、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第432条に基づき、本株主総会にて、本割当先に対して第三者割当による新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、早川良一、市川裕二、高橋隆行、新井雄一郎の4氏を選任するものであります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、池田かおる、塩月潤道、角田亮の3氏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成の割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	28,806	738	0	(注)1	可決 97.24
第2号議案 第三者割当による第 3回新株予約権発行 の件	28,660	884	0	(注)2	可決 96.75
第3号議案 取締役4名選任の件				(注)3	
早川 良一	28,935	609	0		可決 97.68
市川 裕二	29,048	496	0		可決 98.06
高橋 隆行	29,112	432	0		可決 98.27
新井 雄一郎	28,964	580	0		可決 97.78
第4号議案 監査役3名選任の件				(注)3	
池田 かおる	29,100	444	0		可決 98.23
塩月 潤道	29,063	481	0		可決 98.11
角田 亮	29,077	467	0		可決 98.16

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

4. 賛成の割合の計算方法は次のとおりです。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分及び当日出席の株主のうち当該議案に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以上